



市 章

大津市公報

平 成 24 年 7 月 18 日
号 外 (第 40 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

- 農 業 委 員 会 規 則
- 1 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する農業委員会規則…………… 1
- 農 業 委 員 会 告 示
- 16 平成21年農業委員会告示第25号（農地法第3条第2項第5号の規定による面積）の一部改正…………… 1

農 業 委 員 会 規 則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する農業委員会規則を公布する。
平成24年 7 月 18 日

大津市農業委員会会長 中 井 英 義

大津市農業委員会規則第1号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する農業委員会規則
(趣旨)

第1条 この規則は、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成23年条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し、大津市農業委員会の所管に属する事項について必要な事項を定めるものとする。
(要望等の報告等)

第2条 条例第11条の規定による要望等の記録等の提出は、条例第9条第1項前段の規定による記録をしたときにあっては所定の様式による要望等記録兼報告書を、要望等（申請を除く。以下この条において同じ。）が書面でなされたときにあっては当該書面又は当該書面の写しを、次の各号に掲げる要望等の区分に応じ、当該各号に定める職にある者まで、順次上級職員を経て提出することにより行わなければならない。

- (1) 特に重要なもの 会長
- (2) 重要なもの 事務局長
- (3) 定例又は簡易なもの 事務局次長

(コンプライアンス推進員)

第3条 農業委員会に置くコンプライアンス推進員は、事務局長の職にある者をもって充てる。
(コンプライアンス推進本部の推進員等)

第4条 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成24年規則第37号。以下「規則」という。）第16条第4項の規定により農業委員会から選任される推進員は、コンプライアンス推進員の職にある者をもって充てる。

2 規則第16条第4項の規定により農業委員会から選任される幹事は、事務局次長の職にある者をもって充てる。
(その他)

第5条 前各条に定めるもののほか、条例の施行については、規則の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

農 業 委 員 会 告 示

大津市農業委員会告示第16号

平成21年農業委員会告示第25号（農地法第3条第2項第5号の規定による面積）の一部を次のように改正する。
平成24年 7 月 18 日

大津市農業委員会会長 中 井 英 義

表中「、葛川細川町」の次に「、山百合の丘」を加える。